

横手市国土強靭化地域計画



秋田県 横手市

【目 次】

第1章 横手市国土強靭化の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨及び位置付け	1
2 計画の策定手順	3
3 基本目標	3
4 事前に備えるべき目標	4
5 基本的な方針	5
(1) 横手市国土強靭化の取組姿勢	5
(2) 適切な施策の組み合わせ	5
(3) 効率的な施策の推進	6
(4) 地域の特性に応じた施策の推進	6

第2章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順	7
(1) 想定するリスク	7
(2) 起きてはならない最悪の事態	9
(3) 施策分野	11
(4) 評価の実施手順	11
2 評価結果のポイント	15

第3章 横手市国土強靭化の推進方針

1 起きてはならない最悪の事態を 回避するための推進方針	20
2 施策分野ごとの推進方針	29

第4章 計画の推進・進捗管理

1 施策の重点化	39
2 重点施策の選定	39
3 推進体制と不断の見直し	50

(別冊) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価と

回避するための推進方針

第1章 横手市国土強靭化の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨及び位置付け

平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行され、国においては、基本法に基づき、平成26年6月、「国土強靭化基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定されました。

基本法の前文には、法制定の趣旨として「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」とあります。

また、同法第4条において、地方公共団体は、「国土強靭化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。

本計画は基本法の理念にのっとり、「いかなる大規模自然災害が発生しても、人命の保護が最大限図られる」、「地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される」、「迅速に復旧復興がなされる」等の基本目標のもと、同法第13条に定める「国土強靭化地域計画」として策定したものであり、国土強靭化に係る各種計画等の指針となるものです。

<位置づけ>

横手市総合計画

則する

【部門別計画】

- 横手市地域防災計画
- 横手市財産経営推進計画
- 横手市都市計画マスターplan
- 横手市景観計画
- 横手市総合雪対策基本計画
- 横手市耐震改修促進計画
- 横手市立地適正化計画
- 横手市環境基本計画
- 横手市空家等対策計画
- 横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画
- 横手市障がい者計画・障がい福祉計画
- 横手市子ども・子育て支援計画
- 横手市住生活基本計画
- 横手市営住宅等長寿命化計画
- 横手市災害廃棄物処理計画

等

本
計
画

◎計画の期間 令和2年度～令和8年度

2 計画の策定手順

基本法第14条では、「国土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされており、策定にあたっては、国が定めた「国土強靭化ガイドライン」の策定手順に従って作成しました。

【策定手順】

STEP 1	【地域を強靭化する上での目標の明確化】 地域を強靭化する上での①「基本目標」、②「事前に備えるべき目標」及び③「基本的な方針」を設定
STEP 2	【起きてはならない最悪の事態、強靭化施策分野の設定】 ①「想定するリスク」(大規模自然災害)、②「起きてはならない最悪の事態」及び③強靭化「施策分野」を設定
STEP 3	【脆弱性の分析・評価、課題の検討】 想定するリスク(大規模自然災害)を前提として、「起きてはならない最悪の事態」ごとに各施設の脆弱性を分析・評価
STEP 4	【リスクへの対応政策の検討】 起きてはならない最悪の事態を回避するための「推進方針」の検討
STEP 5	【対応方針について重点化】 「推進方針」について、重点化

3 基本目標【STEP1-①】

復旧・復興に長期間を要する「事後対策」の繰り返しを避け、強靭な市域と社会経済システムを構築し、次世代へ継承することが、本市の将来を描く上で極めて重要です。このため、本市における強靭化を推進する上での「基本目標」を、国的基本計画及び県の地域計画を参考に次のとおり設定しました。

- いかなる事態が発生しても、
- ① 人命の保護が最大限図られる
 - ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
 - ④ 迅速に復旧復興がなされるとともに、本計画の推進を通じて地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資する

4 事前に備えるべき目標【STEP1-②】

本市における強靭化を推進する上での事前に備えるべき目標を、国土強靭化基本計画を参考に、次のとおり設定しました。

いかなる事態が発生しても、

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑦ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5 基本的な方針【STEP1-③】

本市は、進学・就職期を中心とする若者の県外流出とそれに伴う少子高齢化・過疎化の進行により、2040年時点で、20～39歳の女性人口が半減する、いわゆる「消滅可能性都市」とみなされています。(平成26年5月、民間研究機関「日本創成会議」が発表)

本市の国土強靭化を推進する上で、最大の懸案である人口問題に関する各施策とは当然にして整合性が必要であり、また、地方創生の各施策とは密接な連携が必要です。

これらを一体的に含有し、社会資本や社会経済システム等を強靭化するとともに、地域の活性化、快適な生活空間・環境の整備、地域コミュニティ機能の強化等を実現するため、基本目標を踏まえ、本市の強靭化を次の方針に基づき推進します。

(1)横手市国土強靭化の取組姿勢

- ① 従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、これまでの関連する取り組みの検証や評価を行い、強靭化の阻害要因の課題を解決し、あらゆる側面から現状を分析し、取り組みにあたる。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野をもって取り組みにあたる。
- ③ 大局的・システム的な視点、限られた財源の最適化の視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取り組みにあたる。
- ④ 秋田県強靭化への貢献、連携を念頭に置きながら取り組みにあたる。

(2)適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災拠点や避難施設の整備、耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせる。
- ② 「自助」、「共助」、「公助」の適切な組み合わせ、行政と民間の適切な連携と役割分担を考慮する。
- ③ 非常に防災・減災等の効果を發揮するのみならず、平常時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3)効率的な施策の推進

- ① 行政に対する市民ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、本市の財政状況や施策の継続性に配慮して、施策の重点化を図る。
- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④ 人命最優先の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4)地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化に関する視点を持つとともに、各地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ③ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。
- ④ 雪国横手の地域特性に考慮した施策を講じる。

第2章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

国土強靭化に関する施策を効果的・効率的に実施するためには、本市の脆弱性を総合的に検討することが必要不可欠です。

このため、本市が直面する大規模自然災害等のさまざまなリスクを踏まえ、仮に起これば致命的な影響が生じると考えられる「おきてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために、現状で何が不足しているか、弱点となっているか等を明らかにするため、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を行いました。

(1)想定するリスク【STEP2-①】

市民生活・市民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか、テロ、原子力災害、感染症等も含めたあらゆる事態が想定されますが、本計画においては、県の地域計画と同様、市内で起こりうる大規模自然災害全般を想定して評価を実施しました。東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、連動地震を設定し、「秋田県地震被害想定調査委員会」が平成25年8月に公表した、秋田県に影響を及ぼすことが想定される27パターンのうち、横手市に直接影響を与えると想定される8パターンの中から最大の被害が予測される「横手盆地真昼山地連動地震」を想定しました。このほか、特別警報レベルの大雨及び大規模な土砂災害、特別警報レベルの大雪、火山の噴火等が考えられます。

自然災害	本市の想定するリスク
地震	<p>横手盆地真昼山地連動地震(最大震度7)</p> <p>○ 建物被害</p> <p>冬の深夜発生 全壊 27,405 棟 半壊 21,868 棟 焼失 167 棟</p> <p>夏の日中発生 全壊 23,312 棟 半壊 18,858 棟 焼失 204 棟</p> <p>○ 人的被害</p> <p>冬の深夜発生 死者 1,859 人 負傷者 6,946 人 避難者 44,351 人</p> <p>夏の日中発生 死者 756 人 負傷者 4,382 人 避難者 33,465 人</p> <p>【過去の大規模地震】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 陸羽地震 <p>明治 29 年 8 月 31 日 震源仙北郡美郷町 本市の震度 6 強</p>

	<p>死者 18 名 負傷者 111 名 建物被害 焼失 1 棟 全壊 1,019 棟 半壊 690 棟 一部破損 6,707 棟 他 道路、橋梁、堤防、土砂災害、田畠被害 多数</p> <p>【最近の大規模地震】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) 平成 23 年 3 月 11 日 本市の震度 震度 5 弱 停電最大 31 時間 ※同年 4 月 7 日に震度 5 弱の地震発生
火山噴火	<p>栗駒山火山噴火 積雪期に噴火した場合、火口付近や山腹の積雪を溶かし、火山灰や土砂等を巻き込んだ融雪型火山泥流が成瀬川沿いを流下する</p>
特別警報レベルの大雨・大雪	<p>(特別警報基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨…台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強風の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 ○ 大雪…数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 <p>【過去の主な被害】</p> <p>豪雪</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「昭和 48 年豪雪」 昭和 49 年 1~5 月 死者・負傷者 なし ・ 平成 25 年 1~2 月 死者 3 名 負傷者 32 名 建物被害 全壊 4 棟 半壊 9 棟 一部破損 3 棟 <p>豪雨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 40 年 7 月 横手、大森、山内 横庄鉄道雄物川架橋 橋脚沈下 ※災害救助法適用 ・ 平成 13 年 8 月 1 日 横手、山内 建物、農業、道路関係被害 ・ 平成 22 年 7 月 3 日 雄物川地区 床下浸水 65 棟 突風被害 2 棟 法面崩壊 6 箇所 道路冠水 6 箇所 県道通行止め 1 箇所 停電 1,400 戸 ・ 平成 29 年 7 月豪雨 22 日及び 23 日の 2 日間の降水量 314.5 ミリ 床上浸水 211 棟 床下浸水 442 棟 建物被害 半壊 4 棟 <p>台風</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 3 年 9 月 台風 19 号 市内全域

(2)起きてはならない最悪の事態【STEP2-②】

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行う(基本法第17条第3項)とされており、国の基本計画を参考に、一部が特別豪雪地帯である本市の地域特性等を考慮して、7つの「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げとなる29の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 1-2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生 1-4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生 1-6 防災意識の低さ等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞 2-4 多数の帰宅困難者等(観光客含む)の発生に伴う避難所等の不足 2-5 医療、福祉施設及び関係者の不足・被災等による医療機能等の麻痺 2-6 被災地における感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや	4-1 地域交通ネットワークが分断する事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

	情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 4-6 電話、携帯電話など情報機能通信の麻痺・長期停止 4-7 ライフラインの復旧に大幅な遅れが発生
5	大規模自然災害発生後であっても経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-3 農業の停滞
6	制御不能な二次災害を発生させない	6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 7-4 土砂崩壊、地すべり等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3)施策分野【STEP2-③】

脆弱性評価は、国土強靭化に関する施策の分野ごとに行う(基本法第17条第4項)とされており、本市の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、国土強靭化基本計画に定める12の個別政策分野及び3つの横断分野を参考に、次の6つの個別政策分野と2つの横断分野を設定しました。

【個別施策分野】

- ① 行政機能等
- ② インフラ・住環境
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業・エネルギー・情報通信
- ⑤ 国土保全・交通・物流
- ⑥ 農林水産・環境

【横断的分野】

- ⑦ 地域づくり・リスクコミュニケーション
- ⑧ 老朽化対策

(4)評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の現状について、それぞれの達成度や進捗、課題等を整理し、中長期的視点も入れながら現行の施策の脆弱性を総合的に分析・評価しました。

この際、定量的な評価が可能なものについては、数値データを収集し指標化しました。

なお、「起きてはならない最悪の事態」に具体性を持たせるため、最悪の事態を誘引する具体的な「想定」を設定した上で、各施策の脆弱性評価結果を整理しました。

【「起きてはならない最悪の事態」を誘引する具体的な「想定】

起きてはならない最悪の事態	具体的な「想定」
1 1-1 大地震による建物等の倒壊や 火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none">・ 耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する・ 建築物等の倒壊により被害が拡大する

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 家具類の転倒により負傷する ・ 火災の発生に気づかない、逃げ遅れる
1	1-2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川堤防など構造物が損傷する ・ 浸水地域に要救助者が取り残される
	1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火情報等が伝達されない ・ 住家が火山泥流に巻き込まれる ・ 土石流や崖崩れに巻き込まれる
	1-4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路が雪で交通不能になる ・ 雪下ろしによる死傷者が多数発生する ・ 豪雪により家屋が倒壊し死傷者が発生する
	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関の情報が途絶する ・ 被災現場の情報が届かない ・ 住民・帰宅困難者(観光客含む)へ情報伝達ができない
	1-6 防災意識の低さ等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の遅れにより死傷者が発生する ・ 自力で避難できない方の逃げ遅れにより死傷者が発生する
2	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する ・ 救援物資が届かない
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孤立可能性のある地区を把握できない ・ 孤立地区の被害状況を把握できない ・ 孤立状態が解消できない
	2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する ・ 応急活動を行う人員が不足する
	2-4 多数の帰宅困難者(観光客含む)等の発生に伴い避難所等の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者が避難所の場所を把握していない ・ 災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する ・ 避難所等が被災して使用できない ・ 避難所において良好な生活環境を確保できない ・ 避難所以外の避難者を把握できない
	2-5 医療、福祉施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・福祉施設等が機能を喪失する ・ 医薬品等を確保できない ・ 被災地での医療救護活動が滞る

	2-6 被災地における感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> 被災地での衛生環境が悪化する 避難所で感染症が集団発生する
3	3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> 業務が継続できない 市庁舎が損壊する 市庁舎が停電する 遺体の火葬が滞る
4	4-1 地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路ネットワーク等が寸断される 鉄道施設の機能が停止する
	4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> 大規模かつ長期にわたり停電する 石油燃料が確保できない 長期にわたりガス供給機能が停止する
	4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> 上水道機能が停止する 消火栓が使用不能となり、消防活動が制限される
	4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> 下水道機能が停止する 農業集落排水施設の機能が停止する 浄化槽の機能が停止する し尿処理が停止する
	4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	<ul style="list-style-type: none"> 信号機が全面停止する
	4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> 長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する
	4-7 ライフラインの復旧に大幅な遅れが発生	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生後ライフラインの復旧が遅れる
5	5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	<ul style="list-style-type: none"> 市内の企業活動が停止する
	5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	<ul style="list-style-type: none"> 誘致企業の施設等の損壊、火災、爆発等 大規模商業施設等の損壊、火災、爆発等
	5-3 農業の停滞	<ul style="list-style-type: none"> 農業施設の倒壊等により長期化にわたって生産活動が停滞する
6	6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ため池が決壊、または機能不全に陥る ダム(県施設等)が決壊、または機能不全に陥る 防災施設が損壊、または機能不全に陥る

	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する
7	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理が滞る
	7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に建設業者の協力が得られない 災害ボランティアの受入れが滞る
	7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に地域コミュニティ機能が減退する
	7-4 土砂崩落、地すべり等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に官民の敷地境界が不明確になる

2 評価結果のポイント【STEP3】

「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果」を別冊に整理しました。評価結果のポイントは、次のとおりです。

目標1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

最悪の事態 1-1 「大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」を回避するため、住宅や特定建築物(※)等の耐震化を促進する必要があります。

※特定建築物:「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条で規定する建築物

最悪の事態 1-2 「集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水」を回避するため、河川改修等の治水対策、堤防等の整備、河川関連施設の老朽化対策を、今後も国や県に要望していきます。また、洪水ハザードマップや避難指示等の判断・伝達マニュアル(水害・土砂災害)を更新していく必要があります。

最悪の事態 1-3 「大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生」を回避するため、栗駒山火山防災協議会へ参画し、火山噴火対策を進めるとともに、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策を県と連携しながら推進する必要があります。また、土砂災害警戒区域等の周知、土砂災害ハザードマップや避難指示等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)を更新していく必要があります。

最悪の事態 1-4 「暴風雪及び豪雪による死傷者の発生」を回避するため、効果的な道路除雪や雪害対策施設整備により冬期の円滑な交通確保を図る必要があるほか、雪下ろし事故防止に向けた安全対策の普及啓発や克雪住宅の普及を推進する必要があります。

最悪の事態 1-5 「情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」を回避するため、「秋田県総合防災情報システム」や「秋田県情報集約配信システム」を介した迅速・確実な情報伝達体制を強化する必要があるほか、登録制メールやSNSなど複数の住民向け情報伝達手段の整備を強化していく必要があります。

最悪の事態 1-6 「防災意識の低さ等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」を回避するため、自主防災組織活動の充実・強化や学校における防災教育の充実を図る必要があります。

目標2. 大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

最悪の事態 2-1 「被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」を回避するため、県及び市の共同備蓄品目の計画的な整備を推進する必要があるほか、民間事業者等との防災協定及び物資輸送等協定の締結に努め、大規模災害時の物資調達に必要な取り組みを進める必要があります。

最悪の事態 2-2 「多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生」を回避するため、治水対策や土砂災害対策及び道路の防災対策等を推進する必要があるほか、孤立する恐れのある地区的現状把握や備蓄物資・電力・通信手段の確保等の予防対策を推進する必要があります。

最悪の事態 2-3 「消防等の被災等による救助・救急活動の停滞」を回避するため、消防施設等の整備を促進する必要があります。また、消防団員の確保のための広報活動を行う必要があるほか、機能別消防団員の維持、消防団協力事業所等の認定等の取り組みを促進する必要があります。

最悪の事態 2-4 「多数の帰宅困難者(観光客含む)等の発生に伴う避難所等の不足」を回避するため、指定緊急避難場所、指定避難所の周知を図る必要があるほか、車中泊など避難所外への避難者の健康対策等を進める必要があります。

最悪の事態 2-5 「医療、福祉施設及び関係者の不足・被災等による医療機能等の麻痺」を回避するため、業務継続計画(BCP)を策定するほか、県地域災害医療対策本部(保健所)に配置される「地域災害医療コーディネーター」との連携等により、避難所・救護所等における診療活動等を円滑に提供する必要があります。

最悪の事態 2-6 「被災地における感染症等の大規模発生」を回避するため、平常時から定期予防接種を促進させる必要があります。また、保健所と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を推進する必要があります。

目標3. 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 「行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下」を回避するため、業務継続計画(BCP)を更新していく必要があります。また、庁舎の耐震性を強化する必要があります。

目標4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 「地域交通ネットワークが分断する事態」を回避するため、道路等の各施設について、計画的な整備や老朽化対策等を推進する必要があります。また、観光、輸送、広域支援など重要な拠点性を持つ秋田自動車道横手IC、横手北スマートIC各パーキングエリアや主要国道13号、国道107号の道の駅などの具体的活用策を講じる必要があります。

最悪の事態 4-2 「電気、石油、ガスの供給機能の停止」を回避するため、各ライフラン事業者等との協定に基づく協力体制を強化していく必要があります。

最悪の事態 4-3 「上水道等の長期間にわたる機能停止」を回避するため、施設の老朽化対策と併せて、計画的な耐震化を推進していく必要があります。

最悪の事態 4-4 「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」を回避するため、下水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進めていくとともに、農業集落排水施設の老朽化対策、合併処理浄化槽への転換等を推進する必要があります。

最悪の事態 4-5 「信号機の全面停止等による重大交通事故の多発」を回避するため、信号機電源付加装置の整備を推進する必要があります。

最悪の事態 4-6 「電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止」を回避するため、通信施設等の設備を強化していく必要があります。

最悪の事態 4-7 「ライフラインの復旧に大幅な遅れが発生」を回避するため、災害時応援協定関係各機関等との復旧態勢を確立し、復旧作業の円滑化を図る必要があります。

目標5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 「サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞」を回避するため、市内企業等の業務継続計画(BCP)策定を促進する必要があります。

最悪の事態 5-2 「重要な産業施設の損壊、火災、爆発等」を回避するため、誘致企業や大規模商業施設等の業務継続計画(BCP)策定を促進する必要があります。

最悪の事態 5-3 「農業の停滞」を回避するため、農林業生産基盤や農業経営基盤の強化を推進する必要があります。

目標6. 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 「ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生」を回避するため、ため池ハザードマップの作成や各施設の機能保全対策を推進する必要があります。

最悪の事態 6-2 「農地・森林等の荒廃による被害の拡大」を回避するため、農業水利施設の保全管理、森林整備等を強化していく必要があります。

目標7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 「災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態」を回避するため、策定済みの災害廃棄物処理計画の見直しを適切に行い、災害時の処理体制を整備する必要があります。

最悪の事態 7-2 「復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、災害対応に不可欠な建設関係団体との連携を強化していくとともに、災害ボランティアの受け入れ体制等を構築する必要があります。

最悪の事態 7-3 「地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、平常時から地域づくり活動への支援により、活力ある地域づくりをさらに推進していく必要があります。

最悪の事態 7-4 「土砂崩壊、地すべり等により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、地籍調査を推進する必要があります。

第3章 横手市国土強靭化の推進方針【STEP4】

第2章における脆弱性評価結果を踏まえ、今後、本市の強靭化に向けて取り組むべき「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針及び「施策分野」ごとの推進方針の概要は次のとおりです。

なお、「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針の詳細は、別冊のとおりです。

1 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

目標1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊することを回避するための推進方針

- ① 住宅の耐震化
- ② 特定建築物の耐震化
- ③ 学校の耐震化
- ④ 病院及び診療所の耐震化
- ⑤ 社会福祉施設の耐震化
- ⑥ 指定文化財の耐震化

「建築物等の倒壊により被害が拡大することを回避するための推進方針

- ⑦ 空き家対策
- ⑧ 都市基盤等の整備

「家具類の転倒により負傷することを回避するための推進方針

- ⑨ 家具類の固定など室内安全対策

「火災の発生に気づかない、逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針

- ⑩ 住宅用火災警報器の設置

最悪の事態 1-2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

「河川堤防など構造物が損傷することを回避するための推進方針

- ① 河川改修等の治水対策
- ② 河川・ダム関連施設の老朽化対策

「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針

- ③ 洪水ハザードマップの作成
- ④ 避難指示等の判断基準等の策定(水害)
- ⑤ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進
- ⑥ 居住誘導区域での防災指針の策定

最悪の事態 1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生

「噴火情報等が伝達されない」ことを回避するための推進方針

- ① 火山防災協議会による火山災害対策
- ② 火山ハザードマップの作成
- ③ 噴火時等の避難計画の策定
- ④ 噴火時等の住民・登山客等への情報伝達体制の整備

「住家が火山泥流に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

- ⑤ 火山噴火に伴う土砂災害対策

「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

- ⑥ 土砂災害対策施設の整備
- ⑦ 土砂災害対策施設の老朽化対策
- ⑧ 土砂災害警戒区域等の指定とハザードマップの作成・周知
- ⑨ 避難指示等の発令基準等の策定(土砂災害)

最悪の事態 1-4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針

- ① 道路除雪等による冬期の交通確保

「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

- ② 雪下ろし事故防止対策
- ③ 克雪住宅の普及促進
- ④ 空き家による落雪事故等の防止

最悪の事態 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針

- ① 関係行政機関等による情報共有体制の強化
- ② 秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化
- ③ 秋田県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保

「被災現場の情報が届かない」ことを回避するための推進方針

- ④ ドローン等による災害情報の収集

「住民・帰宅困難者(観光客含む)へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

- ⑤ 安全安心メール、市広報車、防災ラジオ、ホームページ、SNS等による情報伝達手段の整備
- ⑥ Jアラートによる情報伝達
- ⑦ 複数の情報伝達手段の整備等
- ⑧ 避難指示等の発令基準の策定

最悪の事態 1-6 防災意識の低さ等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

- ① 自主防災活動の充実・強化
- ② 地域の防災・避難訓練の実施
- ③ 防災講話の充実
- ④ 学校における防災教育の充実
- ⑤ 多様な主体が参画する防災訓練の実施

「自力で避難できない方の逃げ遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

- ⑥ 災害時避難行動要支援者の名簿・個別避難計画の整備

**目標2. 大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)**

最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針

- ① 共同備蓄物資の更新
- ② 民間事業者との物資調達協定の締結

「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

- ③ 自助による備蓄の促進
- ④ 避難所への備蓄の促進
- ⑤ 物流事業者との物資輸送・保管協定の締結
- ⑥ 物資集積拠点の指定

- ⑦ 物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用
- ⑧ 国・他都道府県等との物資応援体制の構築

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

「孤立可能性のある地区を把握できない」ことを回避するための推進方針

- ① 孤立するおそれのある地区的現状把握

「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

- ② 通信手段の確保

「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針

- ③ 孤立予防対策
- ④ 自家発電機など電力の確保
- ⑤ 緊急物資の備蓄

最悪の事態 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

「消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

- ① 消防施設の機能維持(耐震化、非常用電源の確保)
- ② 消防施設における燃料の確保

「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針

- ③ 消防団への加入促進
- ④ 消防団員の技術力の向上
- ⑤ 緊急消防援助隊の受援計画の見直し

最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者(観光客含む)等の発生に伴う避難所等の不足

「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針

- ① 指定緊急避難場所、指定避難所の周知・表示等
- ② 福祉避難所の指定

「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

- ③ 帰宅困難者支援に関する協定の締結

「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針

- ④ 学校、公民館等生涯学習施設、社会体育施設の防災機能の強化
- ⑤ 都市公園における避難場所機能の確保

「避難所の良好な生活環境を確保できない」ことを回避するための推進方針

- ⑥ 避難所における生活環境の整備

「避難所以外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針

- ⑦ 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

最悪の事態 2-5 医療、福祉施設及び関係者の不足・被災等による医療機能等の麻痺

「医療施設及び福祉施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

- ① 災害拠点病院等の耐震化及び防災体制の強化

「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針

- ② 医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備

「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針

- ③ 災害拠点病院等の医療機関との連携や医療搬送の体制の整備

最悪の事態 2-6 被災地における感染症等の大規模発生

「被災地での衛生環境が悪化する」ことを回避するための推進方針

- ① 健康危機管理能力の向上

「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針

- ② 平常時からの感染症予防対策の強化

目標3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針

- ① 市の業務継続体制の強化

「市庁舎が損壊する」ことを回避するための推進方針

- ② 市庁舎の耐震性の強化
- ③ 水道庁舎の機能移転
- ④ 執務環境の整備

「市庁舎が停電する」ことを回避するための推進方針

- ⑤ 停電時の行政機能の確保
- ⑥ 非常用電源等の確保
- ⑦ 停電対応訓練の実施

「遺体の火葬が滞る」ことを回避するための推進方針

- ⑧ 災害時における遺体火葬等の体制の構築

目標4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 地域交通ネットワークが分断する事態

「緊急輸送道路ネットワーク等が寸断される」ことを回避するための推進方針

- ① 高速道路・幹線道路等の整備
- ② 道路施設の老朽化対策
- ③ 道路の防災対策

「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ④ 鉄道施設・設備の強化 ※東日本旅客鉄道㈱秋田支店

最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針

- ① 電力施設・設備の強化 ※東北電力ネットワーク㈱ 横手電力センター

「石油燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針

- ② 石油燃料の確保

「長期にわたりガスの供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ③ ガス供給施設・設備の強化 ※一般社団法人秋田県LPガス協会

最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ① 水道施設の耐震化
- ② 水道施設の老朽化対策
- ③ 水道における業務継続体制の強化

「消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される」ことを回避するための推進方針

- ④ 消火栓の老朽化対策

最悪の事態 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

「下水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ① 下水道施設の耐震化
- ② 下水道施設の老朽化対策
- ③ 下水道における業務継続体制の強化

「農業集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ④ 農業集落排水施設の老朽化対策

「浄化槽の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ⑤ 合併処理浄化槽への転換促進

「し尿処理が停止する」ことを回避するための推進方針

- ⑥ 災害時におけるし尿処理等の協力体制の構築
- ⑦ 災害時に備えたし尿処理施設の整備

最悪の事態 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

「信号機が全面停止する」ことを回避するための推進方針

- ① 停電時の信号機滅灯対策 ※横手警察署

最悪の事態 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

「長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する」ことを回避するための推進方針

- ① 電話施設・設備の強化 ※NTT 東日本(株)秋田支店
- ② 携帯電話設備の信頼性向上 ※(株)ドコモCS東北秋田支店

最悪の事態 4-7 ライフラインの復旧に大幅な遅れが発生

「災害発生後ライフラインの復旧が遅れる」ことを回避するための推進方針

- ① ライフラインの復旧対策 ※災害時応援協定関係各機関等
- ② ライフライン関連施設の老朽化対策と耐震計画

目標5. 大規模自然災害発生後であっても経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

「市内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針

- ① 企業における業務継続体制の強化

最悪の事態 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

「誘致企業の施設等の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針

- ① 誘致企業における業務継続体制の強化
- ② 化学消火薬剤の貯蔵

「大規模商業施設等の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針

- ③ 大規模商業施設等における業務継続体制の強化

最悪の事態 5-3 農業の停滞

「農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動等が停滞する」ことを回避するための推進方針

- ① 農林業生産基盤と農業経営基盤の強化

目標6. 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

「ため池が決壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

- ① ため池ハザードマップの整備
- ② 農業用ため池の整備

「ダム(県施設等)が決壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

- ③ 県との連絡体制の強化

「防災施設が損壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

- ④ 河川・土砂災害対策関連施設の老朽化対策

最悪の事態 6-2 農地・森林の荒廃による被害の拡大

「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針

- ① 農業・農村の多面的機能の確保

- ② 農業水利施設の保全管理
- ③ 森林整備
- ④ 林道整備

目標7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針

- ① 災害廃棄物処理等の協力体制の構築
- ② 災害廃棄物の処理体制の整備

最悪の事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針

- ① 災害対応に不可欠な建設業との連携
- ② 建設産業の担い手の確保・育成

「災害ボランティアの受け入れが滞る」ことを回避するための推進方針

- ③ 災害ボランティアセンターの設置・運営への支援

最悪の事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針

- ① 自主防災組織の育成強化等
- ② 地域づくり活動への支援
- ③ 除雪ボランティア参加協力の推進

最悪の事態 7-4 土砂崩壊、地すべり等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に官民の敷地境界が不明確になる」ことを回避するための推進方針

- ① 地籍調査事業の促進

2 施策分野ごとの推進方針

＜個別施策分野＞

1) 行政機能等

行政機能

- 「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 指定緊急避難場所、指定避難所の周知・表示等【2-4①】
 - ・ 福祉避難所の指定【2-4②】
- 「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 帰宅困難者支援に関する協定の締結【2-4③】
- 「避難所において良好な生活環境を確保できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 避難所における生活環境の整備【2-4⑥】
- 「避難所以外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援【2-4⑦】
- 「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 市の業務継続体制の強化【3-1①】
- 「市庁舎等が損壊する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 市庁舎の耐震性の強化【3-1②】
 - ・ 水道庁舎の機能移転【3-1③】
 - ・ 執務環境の整備【3-1④】
- 「市庁舎等が停電する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 停電時の行政機能の確保【3-1⑤】
 - ・ 非常用電源等の確保【3-1⑥】
 - ・ 停電対応訓練の実施【3-1⑦】
- 「遺体の火葬が滞る」ことを回避するための推進方針
 - ・ 災害時における遺体火葬等の体制の構築【3-1⑧】

- 「し尿処理が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 災害時におけるし尿処理等の協力体制の構築【4-4⑥】
 - ・ 災害時に備えたし尿処理施設の整備【4-4⑦】

情報通信

- 「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 関係行政機関等による情報共有体制の強化【1-5①】
 - ・ 秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化【1-5②】
 - ・ 秋田県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保【1-5③】
- 「被災現場の情報が届かない」ことを回避するための推進方針
 - ・ ドローン等による災害情報の収集【1-5④】
- 「市民・帰宅困難者(観光客含む)へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 安全安心メール、市広報車、防災ラジオ、ホームページ、SNS等による情報伝達手段の整備【1-5⑤】
 - ・ Jアラートによる情報伝達【1-5⑥】
 - ・ 複数の情報伝達手段の整備等【1-5⑦】
 - ・ 避難指示等の発令基準等の策定【1-5⑧】

訓練・普及啓発

- 「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 自主防災活動の充実・強化【1-6①】
 - ・ 地域の防災・避難訓練の実施【1-6②】
 - ・ 防災講話の充実【1-6③】
 - ・ 学校における防災教育の充実【1-6④】
 - ・ 多様な主体が参画する防災訓練の実施【1-6⑤】
- 「自力で避難できない方の逃げ遅れにより、死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 災害時避難行動要支援者の名簿・個別避難計画の整備【1-6⑥】

消防

- 「消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 消防施設の機能維持(耐震化、非常用電源の確保)【2-3①】
 - ・ 消防施設における燃料の確保【2-3②】

- 「応急活動を行う人員が不足することを回避するための推進方針
 - ・ 消防団への加入促進【2-3③】
 - ・ 消防団員の技術力の向上【2-3④】
 - ・ 緊急消防援助隊の受援計画の見直し【2-3⑤】
- 「消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される」ことを回避するための推進方針
 - ・ 消火栓の老朽化対策【4-3④】

警察

- 「信号機が全面停止することを回避するための推進方針
 - ・ 停電時の信号機滅灯対策【4-5①】

2) インフラ・住環境

- 「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊することを回避するための推進方針
 - ・ 住宅の耐震化【1-1①】
 - ・ 特定建築物の耐震化【1-1②】
 - ・ 学校の耐震化【1-1③】
 - ・ 病院及び診療所の耐震化【1-1④】
 - ・ 社会福祉施設等の耐震化【1-1⑤】
 - ・ 指定文化財の耐震化【1-1⑥】
- 「建築物等の倒壊により被害が拡大することを回避するための推進方針
 - ・ 空き家対策【1-1⑦】
 - ・ 都市基盤等の整備【1-1⑧】
- 「家具類の転倒により負傷することを回避するための推進方針
 - ・ 家具類の固定など室内安全対策【1-1⑨】
- 「火災の発生に気づかない、逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針
 - ・ 住宅用火災警報器の設置【1-1⑩】
- 「噴火情報等が伝達されない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 火山防災協議会による火山災害対策【1-3①】
- 「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

- ・ 雪下ろし事故防止対策【1-4②】
 - ・ 克雪住宅の普及促進【1-4③】
 - ・ 空き家による落雪事故等の防止【1-4④】
- 「避難所が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針
- ・ 学校、公民館等生涯学習施設、社会体育施設の防災機能の強化【2-4④】
- 「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針
- ・ 水道施設の耐震化【4-3①】
 - ・ 水道施設の老朽化対策【4-3②】
 - ・ 水道における業務継続体制の強化【4-3③】
- 「下水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針
- ・ 下水道施設の耐震化【4-4①】
 - ・ 下水道施設の老朽化対策【4-4②】
 - ・ 下水道における業務継続体制の強化【4-4③】
- 「農業集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
- ・ 農業集落排水施設の老朽化対策【4-4④】
- 「浄化槽の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
- ・ 合併処理浄化槽の転換促進【4-4⑤】
- 「災害発生後ライフラインの復旧が遅れる」ことを回避するための推進方針
- ・ ライフラインの復旧対策【4-7①】
 - ・ ライフライン関連施設の老朽化対策と耐震計画【4-7②】
- 「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針
- ・ 自主防災組織の育成強化等【7-3①】
 - ・ 地域づくり活動への支援【7-3②】
 - ・ 除雪ボランティア参加協力の推進【7-3③】

3) 保健医療・福祉

- 「医療・福祉施設等が機能を喪失することを回避するための推進方針
 - ・ 災害拠点病院等の耐震化及び防災体制の強化【2-5①】
- 「医薬品等を確保できないことを回避するための推進方針
 - ・ 医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備【2-5②】
- 「被災地での医療救護活動が滞ることを回避するための推進方針
 - ・ 災害拠点病院等の医療機関との連携や医療搬送の体制の整備【2-5③】
- 「被災地での衛生環境が悪化することを回避するための推進方針
 - ・ 健康危機管理能力の向上【2-6①】
- 「避難所で感染症が集団発生することを回避するための推進方針
 - ・ 平常時からの感染症予防対策の強化【2-6②】
- 「災害ボランティアの受入れが滞ることを回避するための推進方針
 - ・ 災害ボランティアセンターの設置・運営への支援【7-2③】

4) 産業・エネルギー・情報通信

- 「大規模かつ長期にわたり停電することを回避するための推進方針
 - ・ 電力施設・設備の強化【4-2①】 ※東北電力ネットワーク㈱ 横手電力センター
- 「石油燃料が確保できないことを回避するための推進方針
 - ・ 石油燃料の確保【4-2②】
- 「長期にわたりガス供給機能が停止することを回避するための推進方針
 - ・ ガス供給施設・設備の強化【4-2③】
- 「長期にわたり電話、携帯電話通信が停止することを回避するための推進方針
 - ・ 電話施設・設備の強化【4-6①】 ※NTT 東日本㈱秋田支店
 - ・ 携帯電話設備の信頼性向上【4-6②】 ※㈱ドコモCS東北㈱秋田支店

- 「誘致企業の施設等の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針
 - ・ 誘致企業における業務継続体制の強化【5-2①】
 - ・ 化学消火薬剤の貯蔵【5-2②】
- 「大規模商業施設等の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針
 - ・ 大規模商業施設等における業務継続体制の強化【5-2③】

5) 国土保全・交通・物流

- 「河川堤防など構造物が損傷することを回避するための推進方針
 - ・ 河川改修等の治水対策【1-2①】
 - ・ 河川・ダム関連施設の老朽化対策【1-2②】
- 「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針
 - ・ 洪水ハザードマップの作成【1-2③】
 - ・ 避難指示等の判断基準等の策定(水害)【1-2④】
 - ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進【1-2⑤】
 - ・ 居住誘導区域での防災指針の策定【1-2⑥】
- 「噴火情報等が伝達されない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 火山防災協議会による火山災害対策【1-3①】
 - ・ 火山ハザードマップの作成【1-3②】
 - ・ 噴火時等の避難計画の策定【1-3③】
 - ・ 噴火時等の住民・登山客等への情報伝達体制の整備【1-3④】
- 「住家が火山泥流に巻き込まれることを回避するための推進方針
 - ・ 火山噴火に伴う土砂災害対策【1-3⑤】
- 「土石流や崖崩れに巻き込まれることを回避するための推進方針
 - ・ 土砂災害対策施設の整備【1-3⑥】
 - ・ 土砂災害対策施設の老朽化対策【1-3⑦】
 - ・ 土砂災害警戒区域等の指定とハザードマップの作成・周知【1-3⑧】
 - ・ 避難指示等の発令基準の策定(土砂災害)【1-3⑨】
- 「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針
 - ・ 道路除雪等による冬期の交通確保【1-4①】

- 「住民・帰宅困難者(観光客含む)への情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 避難指示等の発令基準等の策定【1-5⑧】
- 「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 共同備蓄物資の更新【2-1①】
 - ・ 民間事業者との物資調達協定の締結【2-1②】
- 「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 自助による備蓄の促進【2-1③】
 - ・ 避難所への備蓄の促進【2-1④】
 - ・ 物流事業者との物資輸送・保管協定の締結【2-1⑤】
 - ・ 物資集積拠点の指定【2-1⑥】
 - ・ 物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用【2-1⑦】
 - ・ 国・他都道府県等との物資応援体制の構築【2-1⑧】
- 「孤立可能性のある地区を把握できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 孤立するおそれのある地区の現状把握【2-2①】
- 「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 通信手段の確保【2-2②】
- 「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 孤立予防対策【2-2③】
 - ・ 自家発電機など電力の確保【2-2④】
 - ・ 緊急物資の備蓄【2-2⑤】
- 「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 学校、公民館等生涯学習施設、社会体育施設の防災機能の強化【2-4④】
 - ・ 都市公園における避難場所機能の確保【2-4⑤】
- 「緊急輸送道路ネットワーク等が寸断される」ことを回避するための推進方針
 - ・ 高速道路・幹線道路等の整備【4-1①】
 - ・ 道路施設の老朽化対策【4-1②】
 - ・ 道路の防災対策【4-1③】

- 「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 鉄道施設・設備の強化【4-1④】 ※東日本旅客鉄道㈱秋田支店
- 「ダム(県施設等)が決壊、または、機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針
 - ・ 県との連絡体制の強化【6-1③】
- 「防災施設が損壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針
 - ・ 河川・土砂災害対策関連施設の老朽化対策【6-1④】
 - ・ (河川関連施設の老朽化対策)【1-2②】
 - ・ (土砂災害対策関連施設の老朽化対策)【1-3⑦】
- 「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 農業・農村の多面的機能の確保【6-2①】
 - ・ 農業水利施設の保全管理【6-2②】
 - ・ 森林整備【6-2③】
 - ・ 林道整備【6-2④】
- 「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 災害対応に不可欠な建設業との連携【7-2①】
 - ・ 建設産業の担い手の確保・育成【7-2②】
- 「災害時に官民の敷地境界が不明確になる」ことを回避するための推進方針
 - ・ 地籍調査事業の推進【7-4①】

6) 農林水産・環境

- 「農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動等が停滞する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 農林業生産基盤と農業経営基盤の強化【5-3①】
- 「ため池が決壊、又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針
 - ・ ため池ハザードマップの整備【6-1①】
 - ・ 農業用ため池の整備【6-1②】

- 「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針
- ・ 災害廃棄物処理等の協力体制の構築【7-1①】
 - ・ 災害廃棄物の処理体制の整備【7-1②】

＜横断的分野＞

「個別施策分野」ごとに整理した各施策のうち、横断的分野「地域づくり・リスクコミュニケーション」、「老朽化対策」に該当する施策を再掲します。

7) 地域づくり・リスクコミュニケーション

ハザードマップ・避難指示等の判断基準の策定

(水害)

- ・ 洪水ハザードマップの作成【1-2③】
- ・ 避難指示等の判断基準等の策定(水害)【1-2④】

(火山の噴火等)

- ・ 火山防災協議会による火山災害対策【1-3①】

(土砂災害)

- ・ 土砂災害対策施設の整備【1-3⑥】

自助・共助（自主防災組織、防災訓練、備蓄等）

- ・ 自主防災活動の充実・強化【1-6①】
- ・ 地域の防災・避難訓練の実施【1-6②】
- ・ 防災講話の充実【1-6③】
- ・ 学校における防災教育の充実【1-6④】
- ・ 多様な主体が参画する防災訓練の実施【1-6⑤】
- ・ 自助による備蓄の促進【2-1③】
- ・ 避難所への備蓄の促進【2-1④】
- ・ 災害ボランティアセンターの設置・運営への支援【7-2③】

消防団

- ・ 消防団への加入促進【2-3③】

- ・ 消防団員の技術力の向上【2-3④】

コミュニティ

- ・ 孤立するおそれのある地区的現状把握【2-2①】
- ・ 通信手段の確保【2-2②】 ※孤立地区対策
- ・ 自家発電機など電力の確保【2-2④】 ※孤立地区対策
- ・ 緊急物資の備蓄【2-2⑤】
- ・ 地域づくり活動への支援【7-3②】

8)老朽化対策

各施策の老朽化対策

- ・ 河川・ダム関連施設の老朽化対策【1-2②】
- ・ 土砂災害対策施設の老朽化対策【1-3⑦】
- ・ 道路施設の老朽化対策【4-1②】
- ・ 水道施設の老朽化対策【4-3②】
- ・ 消火栓の老朽化対策【4-3④】
- ・ 下水道施設の老朽化対策【4-4②】
- ・ 農業集落排水施設の老朽化対策【4-4④】
- ・ ライフライン関連施設の老朽化対策と耐震計画【4-7②】
- ・ 農業用ため池の整備【6-1②】
- ・ 農業水利施設の保全管理【6-2②】

第4章 計画の推進・進捗管理

1 施策の重点化

限られた資源の中で、国土強靭化を効果的に展開するためには、地域特性を踏まえた影響の大きさや緊急度等を考慮して、施策の重点化を図ることが必要です。

本市では、国及び県の計画等を参考に、次のとおり「施策重点化の視点」を定めました。

① 影響の大きさ	当該施策を講じない場合、災害時にどの程度重大な影響を及ぼすか
② 緊急度	想定するリスクに照らし、どの程度緊急性があるか

2 重点施策の選定【STEP5】

第2章「脆弱性評価結果ポイント」及び上記「施策重点化の視点」を踏まえ、第3章でとりまとめた「推進方針」から、「起きてはならない最悪の事態」ごとに重点施策を選定しました。

本計画に掲げる各施策は、個別の整備計画等により実施され、進捗状況等の管理が図られます。本計画においても重点施策を中心に「取り組み内容」と「重要業績評価指標」の両面から進捗管理を行っていきます。

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

- (1) **大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生を回避するため、住宅や特定建築物等の耐震化を推進します。**
- 住宅の耐震化推進に向けて、普及啓発や耐震診断・耐震改修・耐震改築に対する支援を継続して実施していくほか、火災の早期発見や逃げ遅れによる死者を減少させるため、住宅用火災警報器設置等の普及啓発を推進します。
- 【施策分野②インフラ・住環境】

- 特定建築物、学校施設等について、利用者の安全確保はもちろん、災害時の拠点機能の確保のため、横手市耐震改修促進計画の見直しや国交付金等を活用し、また、横手市財産経営推進計画の行動計画である個別施設計画に改修工事を盛り込み耐震化を進めるほか、街路(都市計画道路)整備土地区画整理事業等の都市基盤整備をさらに推進します。【施策分野②インフラ・住環境】
- 道路に面する劣化、風化したブロック塀等については、防災減災の対策として「雪国よこて安全安心住宅普及促進事業」の活用を促進し事故等防止に向けた対策を推進します。【施策分野②インフラ・住環境】

《指標》木造住宅の耐震化率 73.0% (R2) ⇒ 80.0% (R8)
 《指標》市有特定建築物の耐震化率 81.0% (R2) ⇒ 100% (R8)
 《指標》病院の耐震化率 100%
 《指標》学校施設の耐震化率 100%
 《指標》都市計画道路の整備 49. 21km未着手/67. 55km計画延長
 ⇒ 隨時拡充
 《指標》住宅用火災警報器の設置率 73.56% (R2) ⇒ 82.0% (R8)

- (2) **集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水**を回避するため、河川改修等の治水対策を今後も国や県に要望していくこととともに、河川関連施設の老朽化対策を推進します。また、洪水ハザードマップや避難指示等の判断・伝達マニュアル(水害)を更新します。
- 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道掘削等の治水対策を進めるとともに、河川関連施設について、国・県と連携して、老朽化対策を計画的に推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
 - 想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、新たな洪水ハザードマップを作成します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
 - 避難指示等の発令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル(水害)」を策定します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
 - 横手川及び成瀬川での想定最大浸水区域の公表を踏まえ、人口密度の高いエリアである居住誘導区域での防災指針を策定します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》洪水ハザードマップの更新
 策定済(H29) ⇒ 更新(R8)

《指標》避難指示等の判断・伝達マニュアル(水害)の策定 未策定⇒策定(R4)
《指標》居住誘導区域内での防災指針の策定 検討中 ⇒策定(R4)

- (3) **大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生**を回避するため、火山防災協議会へ参画し火山噴火対策を進めるとともに、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策を県と連携しながら推進します。また、土砂災害警戒区域等の周知、土砂災害ハザードマップや避難指示等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)を更新します。
- 国・県・市町村・関係機関・専門家等で構成する「栗駒山火山防災協議会」に参画します。
 - 土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難警戒体制を整備、促進します。**【施策分野⑤国土保全・交通・物流】**
 - 県の土砂災害警戒区域等の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難所等について周知します。**【施策分野⑤国土保全・交通・物流】**
 - 避難指示等の発令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)」を策定します。**【施策分野⑤国土保全・交通・物流】**

《指標》土砂災害ハザードマップの更新
策定済(H29) ⇒ 更新(R8)
《指標》避難指示等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)の策定
未策定 ⇒ 策定(R4)

- (4) **暴風雪及び豪雪による死傷者の発生**を回避するため、効果的な道路除雪や雪害対策施設の整備により冬期の円滑な交通確保を図るほか、雪下ろし事故防止に向けた安全対策の普及啓発や克雪住宅の普及を促進します。
- 効果的な道路除雪や雪害対策施設の整備を推進し、冬期の円滑な交通確保を図ります。**【施策分野⑤国土保全・交通・物流】**
 - 屋根の雪下ろし講習会を継続して実施し、効果的な安全対策の普及啓発を図ります。**【施策分野②インフラ・住環境】**
 - 積雪による家屋の倒壊や雪下ろし作業事故の未然防止のため、県及び市の住宅改修事業等による取り組みを推進し、克雪住宅の普及促進を図ります。**【施策分野②インフラ・住環境】**

《指標》除雪計画の見直し ⇒ 毎年実施

雪対策基本計画 策定済 ⇒ 見直し(R2)
《指標》住宅改修補助金「雪国よこて安全安心住宅普及促進事業」
要綱策定済 ⇒ 要綱等見直し(R2)

- (5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生を回避するため、「秋田県総合防災情報システム」や「秋田県情報集約配信システム」を介した迅速・確実な情報伝達体制の強化を図るほか、登録制メールや防災ラジオ、広報車、SNS等など複数の住民向け情報伝達手段の整備を強化します。
- 政府共通ネットワークを接続している、地方公共団体のネットワークであるLG WAN接続回線を冗長化し、通信の継続性を確保します。【施策分野①行政機能等】
 - 県総合防災課(県災害対策本部)と防災関係機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」(平成27年4月運用開始)の確実な運用のため、県と連携し、定期的な配信訓練等を実施します。【施策分野①行政機能等】
 - Jアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの配信機能、市等との情報共有機能を持つ「秋田県情報集約配信システム」の確実な運用のため、県と連携し、定期的な配信訓練等を実施します。【施策分野①行政機能等】
 - 住民への情報伝達手段として、防災ラジオ、登録制メール、エリヤメール、ホームページ、SNS等多様化をすすめており、今後も複数の伝達手段を整備するとともに、迅速かつ効果的な情報提供に努めます。【施策分野①行政機能等】
 - 国からの災害関連情報を受診する「全国瞬時警報システム」(Jアラート)の確実な運用のため、国や県と連携し、定期的な運用試験等を実施します【施策分野①行政機能等】

《指標》県総合防災情報システム操作訓練の定期実施 毎年実施
《指標》県情報集約配信システムの導入 整備済
《指標》インターネット仮想端末を補完する無線接続端末
1台(R1) ⇒ 3台(R8)
《指標》防災ラジオ 整備済
《指標》登録制メール、エリヤメール、ホームページ、SNS等 整備済
《指標》Jアラート自動起動装置整備
整備済(H30) ⇒ 次世代受信機への更新(R7)

- (6) 防災意識の低さ等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生を回避するため、自主防災組織活動の充実・強化や学校における防災教育の充実を図ります。
- 地域住民の自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、自主防災組織の結成、各種訓練の実施を働きかけます。【施策分野①行政機能等】
 - 児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命、身体を守る行動ができるよう、学校における防災教育を推進します。【施策分野①行政機能等】

《指標》防災講座(危機対策課及び消防本部)の実施回数

38回/年(R1) ⇒ 40回/年(R8)

《指標》防災訓練等を実施する学校の割合

100%(R1) ⇒ 100%(R8)

**目標2 大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)**

- (1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を回避するため、県及び市の共同備蓄品目の計画的な整備や避難所への備蓄を進めるほか、民間事業者等との防災協定及び物資輸送等の協定の締結など、大規模災害時の物資調達に必要な取り組みを推進します。
- 県と市の共同備蓄品目について、令和元年度に目標量を確保しており、今後は、賞味期限のある食料、飲料水等を計画的に更新します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
 - 災害時に不足する生活必需品の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
 - 避難所となる施設への備蓄及び計画的な更新を進めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
 - 災害時の物資輸送及び保管、仕分け等を円滑に行うため、物流業者に協力を要請できる協定の締結に努めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》県との共同備蓄物資の目標達成 100%(R2) ⇒ 94.7%(R8)

《指標》災害時における物資の供給に関する協定の締結

スーパー、石油、ガス、飲料 10件(R2) ⇒ 隨時拡充

《指標》物流事業者との物資輸送・保管協定の締結

2件 ⇒ 隨時拡充

(2) **多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生**を回避するため、治水対策や土砂災害対策及び道路の防災対策等を推進するとともに、孤立する恐れのある地区の現状把握や通信手段・電力・備蓄物資の確保等の予防対策を推進します。

- 孤立する恐れのある地区の現状把握のほか、孤立時に必要となる通信手段の確保、発電機の配備、物資の備蓄等の予防対策を進めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 河川改修等の治水対策や土砂災害対策施設の整備、道路施設の老朽化対策・防災対策を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》衛星携帯電話を配備している地区 12 地区 ⇒ 随時見直し

(3) **消防等の被災等による救助・救急活動の停滞**を回避するため、消防施設等の整備・更新を促進します。また、消防団員の確保のための広報活動を行うほか、機能別消防団員の入団、消防団協力事業所等の認定等の取り組みを促進します。

- 老朽化する消防施設、消防車両及び装備の計画的な整備・更新を進めています。また、大規模災害等により消防庁舎が被災したときに、代替施設を指定して遅滞なく業務継続を図ります。【施策分野①行政機能等】
- 社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、団員への教育訓練に重点を置き、限られた人員での現場活動の効率化を図ります。また、災害時において後方支援を担う機能別消防団員の維持や消防団協力事業所及び消防団応援の店の認定を継続して推進します。【施策分野①行政機能等】

《指標》消防団員数の条例定数充足率

91.5% (R2) ⇒ 90.0% (R8)

《指標》消防団協力事業所数

60 事業所 (R2) ⇒ 65 事業所 (R8)

《指標》消防団応援の店事業所数

10 事業所 (R1) ⇒ 18 事業所 (R8)

《指標》消防団員の消防学校教育訓練受講者数

11 人 (R1) ⇒ 71 人 (R8までの計)

(4) **多数の帰宅困難者(観光客含む)等の発生に伴う避難所等の不足**を回避するため、指定緊急避難場所、指定避難所の周知等を強化するほか、福祉避難所の拡充、避難所等の機能確保、車中泊など避難所外の場所に滞在する被災者への情報提供などの対策を進めます。

- 指定緊急避難場所、指定避難所の施設名称、位置等について、防災マップ

を定期的に更新するなど周知を図ります。【施策分野①行政機能等】

- 平成28年5月に発生した熊本地震では、車中やテント泊など、指定された避難所外の場所に滞在する被災者のエコノミークラス症候群が問題となつたため、防災マップ等により予防法等の情報提供を行います。【施策分野①行政機能等】

《指標》指定緊急避難場所の指定数 159箇所(R2) ⇒ 随時見直し

《指標》避難所の指定数 105箇所(R2) ⇒ 随時見直し

《指標》福祉避難所の指定数 34箇所(R1) ⇒ 随時見直し

《指標》横手市公園施設長寿命化計画 策定済(H24) ⇒ 計画見直し(R4)

《指標》避難所開設・運営マニュアルの策定 策定済(H29) ⇒ 随時見直し

- (5) 医療、福祉施設及び関係者の不足・被災等による医療機能等の麻痺を回避するため、県地域災害医療対策本部(保健所)に配置される「地域災害医療コーディネーター」との連携等により、避難所・救護所等における診療活動等を円滑に提供します。業務継続計画(BCP)を策定するほか、災害時の医療救護活動を迅速かつ効果的に行うための体制の強化を推進します。

- 災害時の優先業務や職員参集、執務環境の確保等を定めた「大規模災害時における市立横手病院業務継続計画」及び「大規模災害時における市立大森病院業務継続計画」を策定します。災害拠点病院である平鹿総合病院は策定済みである。【施策分野③保健医療・福祉】
- 県との連携により、災害時の迅速な救命医療や避難所等における診療活動等を推進します。【施策分野③保健医療・福祉】

- (6) 被災地における感染症等の大規模発生を回避するため、平常時からの定期予防接種を促進させるほか、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を推進します。

- 衛生水準の低下による感染症のまん延等を防止するため、保健所と連携し、衛生・防疫体制強化のための研修会等を実施します。【施策分野③保健医療・福祉】
- 平常時からの感染症の予防対策として、定期予防接種を促進するとともに、広報等を通じて予防意識の普及、啓発に努めます。【施策分野③保健医療・福祉】

《指標》麻しん、風しん混合ワクチン接種率

1期 97.3%、2期 99.3% (R1) ⇒ 1期 100%、2期 100% (R8)

目標3 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する

(1) **行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下**を回避するため、業務継続計画(BCP)を定期的に更新します。

- 災害時の課ごとの優先業務や職員参集、執務環境の確保等を定めた「横手市業務継続計画(BCP)」を策定済ですが、機構改革等を踏まえ、適宜見直しを図っていくとともに、さらなる職員への周知に努めます。【施策分野①行政機能等】

《指標》業務継続計画(BCP)の策定

策定済(H28) ⇒ 隨時見直し

《指標》ポータブル発電機の備蓄数 消防本部 39 個(R1) ⇒ 隨時拡充

目標4 大規模自然災害後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(1) **地域交通ネットワークが分断する事態**を回避するため、道路等の各施設について、計画的な整備や老朽化対策等を推進します。

- 災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送等のため、電線地中化など国道及び県道の整備に協力するとともに、市道の計画的な整備を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

- 秋田自動車道横手インターチェンジは、秋田道と湯沢横手道路との接続地となり、観光、輸送、医療、広域支援など重要な拠点性を持つため、様々な策を講じながら、広域交通のネットワーク強化と機能向上対策を計画的に推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

- 災害時に重要な役割を担う各施設について、計画的に老朽化対策を進めるほか、施設耐震化などの防災対策を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》市道改良率 97.7% (R1) ⇒ 97.8% (R8)

(2) **電気、石油、ガスの供給機能の停止**を回避するため、各ライフライン事業者等との協定に基づく協力体制を強化します。

- 秋田県石油商業協同組合横手支部と「災害時における石油燃料の供給に関する協定」を締結しており、災害を想定した緊急要請発出訓練の実施等により、協力体制の強化を図ります。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

(3) **上水道等の長期間にわたる機能停止**を回避するため、施設の老朽化対策と併せて、計画的な耐震化を推進します。

- 上水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、アセットマネジメントにより、施設の老朽化対策を進めます。【施策分野②インフラ・住環境】

《指標》基幹管路耐震化計画

策定中 ⇒ 策定済(R3)

(4) **汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止**を回避するため、下水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進めていくとともに、農業集落排水施設の老朽化対策、合併処理浄化槽への転換等を推進します。

- 大地震発生時における最低限必要な下水道機能確保のため、施設の耐震化をさらに進めるとともに、ストックマネジメント計画を策定し、計画的に老朽化対策を推進します。【施策分野②インフラ・住環境】
- 農業集落排水施設の機能診断の早期実施と、計画的な老朽化対策を推進します。【施策分野②インフラ・住環境】
- 老朽化した単独浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換、整備を促進します。【施策分野②インフラ・住環境】
- 災害が発生した場合、円滑にし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、災害時の協力体制について協定を締結しております。【施策分野①行政機能等】

《指標》重要な幹線等の耐震化率(下水道)

100% (R1)

《指標》下水道業務継続計画(BCP)の策定 策定済(H26) ⇒ 隨時見直し

《指標》浄化槽のうち合併処理浄化槽の構成比率

88.7% (R1) ⇒ 91.0% (R8)

(5) **信号機の全面停止等による重大交通事故の多発**を回避するため、信号機電源附加装置の整備を推進します。

- 災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源附加装置の整備を要請します。【施策分野①行政機能等】

(6) **電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止**を回避するため、民間事業者による関連施設・設備等の耐震化や主要な伝送路の多ルート化等の予防対策を要請するとともに、指定避難所等に災害時用公衆電話(特設公衆電話)や公衆無線LAN(Wi-Fi)を整備します。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

(7) ライフラインの復旧に大幅な遅れが発生することを回避するため、日ごろから応急復旧用資機材の確保を図るとともに、災害時応援協定関係各機関等との復旧態勢を確立し復旧作業の円滑化を図ります。【施策分野②インフラ・住環境】

《指標》指定避難所等への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置数

96 避難所 248 回線(R2) ⇒ 隨時拡充

《指標》公衆無線LAN設置施設数

31 施設(R1) ⇒ 隨時拡充

目標5 大規模自然災害後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

(1) **サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞**を回避するため、市内企業等の業務継続計画(BCP)策定を促進します。

○ 市内企業等の業務継続計画(BCP)の策定を促進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めます。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

(2) **重要な産業施設の損壊、火災、爆発等**を回避するため、誘致企業や大規模商業業務継続計画施設等の(BCP)策定を促進するほか、化学消火薬剤を備蓄します。

○ 市内誘致企業及び大規模商業施設等の業務継続計画(BCP)の策定を促進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めます。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

○ 重要な産業施設等の火災に備え、化学消火薬剤を備蓄していくほか、定期更新します。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

《指標》化学消火薬剤備蓄量

1,960 リットル(R1) ⇒ 定期更新

(3) **農業の停滞**を回避するため、農林業生産基盤等の強化を推進します。

○ 農業協同組合等と連携し、老朽化した集出荷施設などの強化や更新を推進するほか、農業生産基盤整備事業を計画に基づき進めます。【施策分野⑥農林水産・環境】

目標6 制御不能な二次災害を発生させない

(1) **ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生**を回避するため、ため池ハザードマップの作成や各施設の老朽化対策を推進します。

- 防災重点ため池について、県と連携しながらハザードマップを整備し、周知するとともに、老朽化等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池についても、補修・補強等を進めます。【施策分野⑥農林水産・環境】

《指標》防災重点ため池地区ハザードマップの公表数

1 地区(R1) ⇒ 109 地区(R5)

- (2) **農地・森林等の荒廃による被害の拡大**を回避するため、農業水利施設の保全管理、森林整備等を強化します。

- 基幹的農業水利施設(頭首工、用排水路等)の機能保全対策を行い、効率的な補修・更新等の長寿命化対策とライフサイクルコストの低減に取り組むとともに、農業、農村の多面的機能の確保のため、農業生産活動や農地、農業用施設の維持、保全活動を支援します。【施策分野⑥農林水産・環境】
- 土砂災害や洪水、雪崩等の防止の緩和効果のある森林育成のため、県が策定した雄物川地域森林計画に基づき、計画的な間伐等の森林整備を推進します。【施策分野⑥農林水産・環境】
- 森林整備の推進による防災・減災対策に資するため、雄物川地域森林計画に基づき林道の整備を推進します。【施策分野⑥農林水産・環境】

《指標》農業・農村が有する多面的機能の維持活動実施面積

多面的 12,127ha(R1) ⇒ 12,600ha(R8)

中山間 718.3ha(R1) ⇒ 313.8ha(R8)

《指標》森林整備 8,129ha

目標7 大規模自然災害後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

- (1) **災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態**を回避するため、策定済みの災害廃棄物処理計画の見直しを適切に行い、災害時の処理体制を整備します。

- 秋田県産業廃棄物協会等との協定に基づく協力体制や関係機関との連携を強化します。【施策分野⑥農林水産・環境】

- (2) **復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**を回避するため、建設関係団体との連携を強化するとともに、災害ボランティアの受け入れ体制を構築します。

- 災害復旧協定を締結している建設関係団体等との連携を強化します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 大規模災害時には社会福祉協議会が「災害ボランティアセンター」を迅速に設置・運営できるよう、関係機関と連携して市の現地調査に係る情報提供やボランティア募集等の周知を図ります。【施策分野③保健医療・福祉】

- (3) **地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**を回避するため、平常時から地域コミュニティが取り組む地域の活性化や地域課題の解決を図る地域づくり活動へ支援します。
- 町内会等活動補助金や地域づくり活動補助金の活用により、地域の活性化や地域課題の解決を図りながら将来の地域づくりに取り組む地域の活動を支援します。

- (4) **土砂崩落、地すべり等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**を回避するため、地籍調査事業を推進します。
- 防災マップで土砂災害や地すべりの危険性が高い地域における地籍調査を優先的に実施し、官民境界の座標データ管理の数値情報化を行い、災害時の復旧・復興を迅速に推進します。

《指標》

町内会等活動補助金活用団体数	114 件/年(R1) ⇒ 70 件/年(R8)
地域づくり活動補助金活用団体数	97 件/年(R1) ⇒ 70 件/年(R8)
地籍調査進捗率	41.0% (R1) ⇒ 47.0% (R8)

3 推進体制と不断の見直し

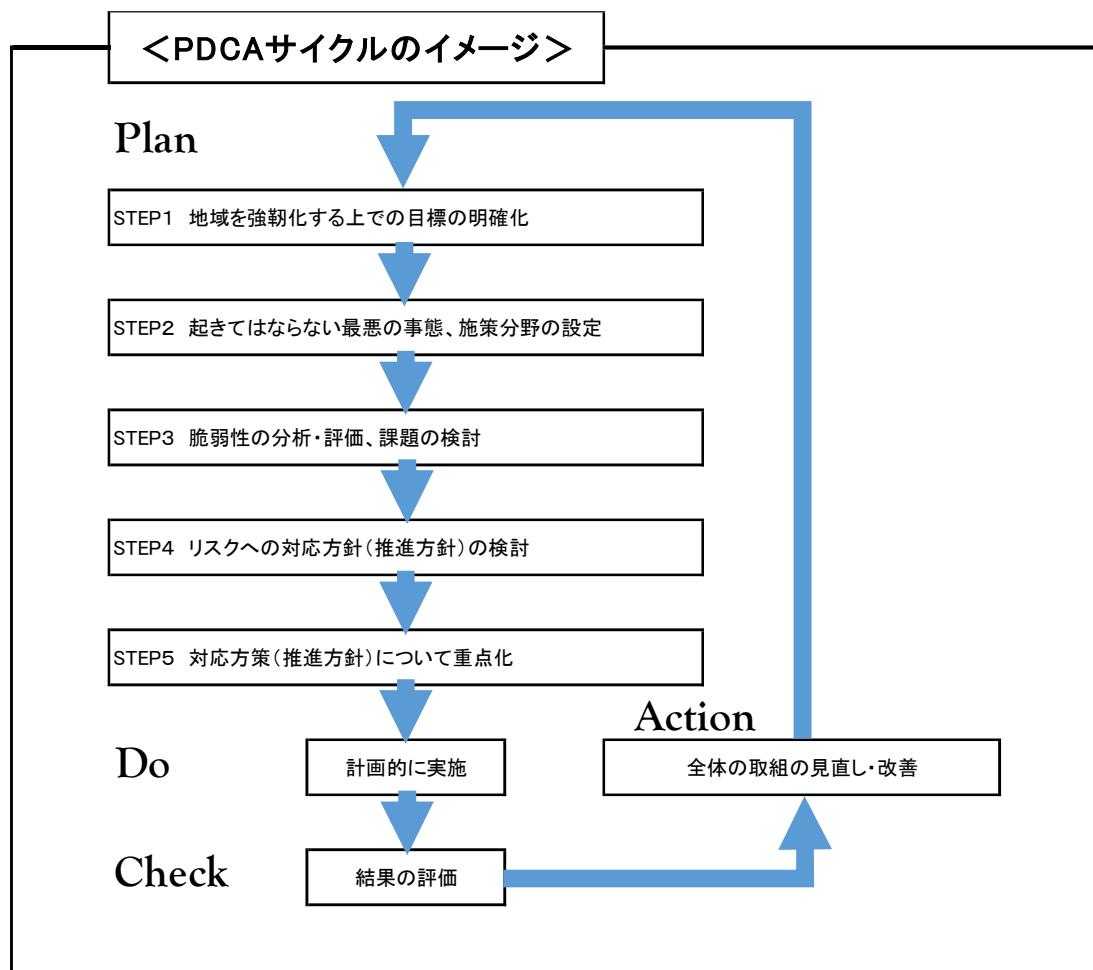
計画の推進にあたっては、第3章の「起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針」で設定した指標等を踏まえ、進捗状況を把握しながら、国・県・民間事業者・団体と連携して関連施策の着実な推進を図るものとします。

また、関係各部で構成する「横手市国土強靭化地域計画策定作業部会」による進捗管理のもと、県・民間ライフライン事業者・団体等からも意見を聴取しながら、必要に応じて施策や重要業績評価指標等の見直し等も適宜行うこととします。

本計画の推進期間は、本市の将来像を見据えつつ令和2年度から令和6年度(指標数値は随時見直し)までとし、各施策の進捗状況や目標の達成状況の検証を行うなど、PDCAサイクルを繰り返す(次の①→②→③→④→⑤→①……)ことにより本計画を推進します。

- ① 強靭化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ② 起きてはならない最悪の事態と影響を分析・評価した上で、目標に照らして 脆弱性を特定
- ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④ 課題解決のために必要な施策の見直しを行うとともに、対応方策について重点化し、計画的に実施
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取り組みを見直し・改善

本市の国土強靭化に関わる各種計画等においては、本計画を指針とし、適時所要の検討を加えるものとします。



横手市国土強靭化地域計画
(令和3年1月 策定)
(令和8年1月 改訂)

秋田県横手市総務企画部危機対策課
〒013-8601
秋田県横手市条里一丁目1-1
TEL 0182(35)2195
FAX 0182(36)0261
